

島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る法律、財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により國の機関がされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の國の機関に対する開発法等の相当規定に基づいて、相当の國の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により國の機関に対するしてされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の國の機関に対するされた申請、届出その他の行為とみなす。

第五十四条 この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

施行期目
第一卷

第一条 〔施行期日〕この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条中地方自治法第二百五十条の次に五
条 節名並びに二款及び款名を加える改正規定
定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分
(両議院の同意を得ることに係る部分に限る
)に限る)。第四十条中自然公園法附則第
九項及び第十項の改正規定(司法附則第十項

に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六

第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第

百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日

(国等の事務)
五百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこ

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律によ
るに基づく政令により管理し又は執行する國、
他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則
第一百六十一条において「國等の事務」という。）

又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
（処分、申請等に関する経過措置）

規定については、当該各規定（以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において

「処分等の行為」という。又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、

この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそしぜんの規定によらず命令を下す

附 則（平成一一年七月一六日法律第八
七号）抄

後のそれまでの法律(これは基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機關に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（不服申立てに関する経過措置）

第二百六十一條 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二百

五十九
新地方自治法第二条第九項第一号

に規定する第号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國と地方公共團体との役割分担に応じた地方税をえ、適宜、適切な見直しを行うものとする。

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
（施行期日）

は、当該各号に定める日から施行する。

（地価公示法の一部改正に伴う経過措置）
第二十四条 この法律の施行の際現に従前の国土地鑑定委員会の委員である者は、この法律の施行の日ごと、第七十五条の規定による改

正後の地価公示法（以下この条において「新地価公示法」という。）第十五条第一項の規定により、国土交通省の土地鑑定委員会の委員として、三月八日から三月三十日まで、同会に於ける会議に出席する。

て任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同日における従前の国土庁の土地鑑定委員会の委員として

2 ての任期の残任期間と同一の期間とする。

により、国土交通省の土地鑑定委員会の委員長に定められたもののみなす。

ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

<p>附 則 (平成一一年一二月八日法律第一 二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年六月一一日法律第六 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。</p> <p>一から五まで 略</p> <p>六 第二十八条の規定による競馬法第二十三条の十三、日本中央競馬会法第十三条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第四項、科学技術会議設置法第七条第四項、宇宙開発委員会設置法第七条第四項、都市計画法第七十八条第四項、北方領土問題対策協会法第十一条、地価公示法第十五条第四項、航空事故調査委員会設置法第六条第四項及び国土利用計画法第三十九条第五項の改正規定</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一 六〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定</p> <p>附 則 (平成一一年五月一九日法律第七 七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年六月一一日法律第六 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。</p> <p>一から五まで 略</p> <p>六 第二十八条の規定による競馬法第二十三条の十三、日本中央競馬会法第十三条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第四項、科学技術会議設置法第七条第四項、宇宙開発委員会設置法第七条第四項、都市計画法第七十八条第四項、北方領土問題対策協会法第十一条、地価公示法第十五条第四項、航空事故調査委員会設置法第六条第四項及び国土利用計画法第三十九条第五項の改正規定</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一 六〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定</p> <p>附 則 (平成一一年五月一九日法律第七 七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年六月一一日法律第六 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>
---	---	---

五 附 則 (平成一一年一二月八日法律第一
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

(施行期日)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第二条 第二条の規定の施行の際現に不動産鑑定士補である者及び附則第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法(第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律をいう。以下同じ。)第十五条第一項の規定により第二条の規定の施行の日以後に不動産鑑定士補となつた者については、同条の規定による改正前の地価公示法第二条第一項、第四条、第五条、第八条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

(施行期日)

十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三
条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、
平成十八年二月一日から施行する。

（不動産鑑定士補に関する経過措置）